

新人看護職員研修

新人看護職員研修は、『保健師助産師看護師法』と『看護師等の人材確保の促進に関する法律』の改正により、平成22年4月から**努力義務化**されました。

【 法律の概要 】

『保健師助産師看護師法』

(第二十八条の二)

○保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受け、その資質向上に努めなければならないこと

『看護師等の人材確保の促進に関する法律』

(第四条、第五条、第六条)

○病院等の開設者が、新人看護職員研修の実施や、看護職員が研修を受ける機会の確保のため、必要な配慮を行うよう努めなければならないこと
○看護職員本人の責務として、免許取得後も研修を受けるなど、自ら進んで能力の開発・向上に努めること

看護職員が、免許を受けた後も臨床研修やその他の研修を受けることにより、その資質や実践能力を向上させることができ、また、それを看護業務に十分に発揮することで、良質な医療の提供と、円滑な職務参加が期待できることから、国として支援を進めています。